

道路協議成果図の作成について

令和 7 年 3 月

■道路協議成果図とは

道路調査回答書に基づき、依頼者等が作成する図面

■道路協議成果図の提出が必要な場合

- ①回答書で道路協議成果図の提出を求めている場合
- ②道路中心線の根拠となっている L 型側溝を移設する場合
- ③中心点の起点となる堀等を除却する場合

※上記以外の場合でも任意で提出することは可能です。

■道路協議成果図の記載方法

- ・道路調査回答書の右上に記載の回答書番号を記載ください。
- ・建築基準法上の道路種別を記載してください。
- ・道路調査回答書に記載の中心点、中心線の起点となる杭や金属標、L 型側溝等を明示してください。
- ・中心点、杭や金属標の名称は、道路調査回答書と同一としてください。
- ・暫定の道路中心線の場合は「道路中心線(暫定)」と記載ください。
- ・原則、中心点、中心線の起点となる杭や金属標、L 型側溝等の座標値を記載してください。
- ・原則、座標系は調査対象地およびその周辺における「墨田区地籍調査成果資料」が採用している座標系としてください。

採用している座標系については、墨田区都市整備部土木管理課（03-5608-6280）までお問合せください。

地籍調査事業が未実施の地域などで任意座標を採用される場合は、復元できるよう基準点となるトラバー鋸の座標値を記載ください。

- ・座標値が記載できない場合は、中心線が復元できるようにしてください。

■道路協議成果図の扱いについて

- ・作成した道路協議成果図は、下記【問合せ先】に記載のメールアドレスに、PDF ファイルでお送りください。確認後、受付のスタンプを押印した道路協議成果図をご返送します。
- ・道路協議成果図は中心線の考え方を確認するもので、隣地境界線、分筆の位置を確認するものではありません。
- ・原則、非公開ですが、近隣で道路調査依頼があった際に、道路協議成果図に記載の座標値を活用させていただくことがありますのでご了承ください。

【問合せ先】

墨田区 都市計画部 建築指導課 道路担当
電 話：03-5608-1337（直通）
M a i l：kenchikusido@city.sumida.lg.jp
F A X：03-5608-6409